

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」等に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和4年第6回沖縄県議会に知事が提出した以下の議案に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和4年9月21日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

- (1) 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- (2) 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例
- (3) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

2 議案の概要

(1) 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、関係条例の規定を整備する。

ア 現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする（R5.4～R13.4）。

イ 管理監督職の職員は、60歳以後最初の4月1日までの間に管理監督職以外の職に異動させる（役職定年制）。

ウ 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、7割水準とする。また、60歳以後定年前に退職した職員の退職手当は、当分の間、定年退職と同様に算定する。

エ 60歳以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入する（定年前再任用短時間勤務制）。

オ 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の勤務条件に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意志を確認するよう努める。

カ 施行日 令和5年4月1日

(2) 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例

地方公務員の定年引上げ及び他の都道府県の動向を踏まえ、職員の多様な働き方の要望に対応するため高年齢に達した職員の部分休業に関し必要な事項を定める。

ア 対象職員は、高年齢として条例で定める年齢（55歳）に達した職員。

イ 任命権者は、定年退職日までの期間中、部分休業を承認することができる。

- ウ 休業時間は、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内とする。
- エ 勤務しない時間は、給与を減額する。退職手当は、休業期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- オ 施行日 令和5年4月1日

(3) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員を対象とする高齢者部分休業に関し、必要な事項を定める。

- ア 勤務しない時間は、給与を減額する。
- イ 施行日 令和5年4月1日

(4) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業法の一部が改正され、育児休業（以下「育休」という。）の取得回数制限が緩和されたことに伴い関係規定を改正する。

- ア 育休取得回数を同一の子について原則「1回」から「2回」に改める。
- イ 非常勤職員の出生後8週間以内の育休取得要件である在職期間を、子が「1歳6か月到達日」までから「誕生日から57日目より6月経過日」までに改める。
- ウ 非常勤職員の子が1歳以降の育休のうち、特定の場合において夫婦交替での取得を可能とする。
- エ 育児参加休暇の対象期間を、「産後8週間」から「1歳」に改める。
- オ 施行日 条例公布の日

(5) 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の受給資格者が事業開始した場合における受給期間の特例が設けられたこと等を踏まえ、失業者の退職手当について、国家公務員との均衡を図るため、国家公務員退職手当法と同様に改正する。

- ア 職員が退職の日後に事業を開始した場合に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しない特例を設ける。
- イ 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対する失業者の退職手当の支給日数を延長する暫定措置について、令和7年3月31日以前に退職した職員まで支給する。
- ウ 施行日 条例公布の日（ア令和4年7月1日、イ令和4年4月1日適用）

3 臨時代理した意見の内容

上記議案(1)~(3)は、地方公務員法の一部改正による職員の定年引上げに伴う関係条例を整備するもの、議案(4)は、地方公務員の育児休業法の一部改正による育児休業取得回数緩和に伴う関係条例を整備するもの、議案(5)は、雇用保険法の一部改正による失業者の退職手当について受給期間の特例設置等に伴う関係条例を整備するものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案】

乙第5号議案 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

【議案提出の理由】

地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60年に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の規定を整備する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 職員の定年を65歳とする。ただし、宮古保健所及び八重山保健所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は70歳とする。また、段階的な定年引上げ期間中の定年を規定する。
- 2 管理監督職勤務上限年齢制の対象とする職について、管理職手当を支給する職及びこれに準ずる職とする。また、管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定する。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員として、60歳に達した日以後に退職した者を短時間勤務の職に採用できることを規定する。
- 4 職員が60歳に達する年度の前年度における情報提供・意思確認を規定する。
- 5 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する等の措置を講ずる。
- 6 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

1. 定年の段階的引上げ

現行の60歳の定年を段階に引き上げて65歳とする。

| | 現行 | 令和5年度 ～6年度 | 令和7年度 ～8年度 | 令和9年度 ～10年度 | 令和11年度 ～12年度 | 令和13年度 完成形 |
|----|-----|---------------|---------------|----------------|-----------------|---------------|
| 定年 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |

2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職の職員を、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に異動させる。
- 役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

3. 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

4. 給与に関する措置

- 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する。
- 60歳に達した以後に、定年退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例

【議案提出の理由】

地方公務員の定年引上げ及び他の都道府県の動向を踏まえ、職員の多様な働き方を可能とするため、55歳に達した職員の部分休業に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 条例の趣旨について定める。(第1条)
- 2 高齢者部分休業の承認について定める。(第2条)
- 3 高齢者部分休業をした職員の給与の減額について定める。(第3条)
- 4 高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱いについて定める。(第4条)
- 5 高齢者部分休業の承認の取消し及び休業時間の短縮について定める。(第5条)
- 6 高齢者部分休業の休業時間の延長について定める。(第6条)
- 7 人事委員会規則への委任について定める。(第7条)
- 8 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 9 この条例の施行に伴い、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第52号)の一部を改正する。(附則第2項)

【説明】

令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることとなった。

高齢者部分休業制度は、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度であり、令和4年4月時点で24の道府県で条例が制定されている。

地方公務員の定年引上げ等を踏まえ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するための措置として、高齢者部分休業制度を導入する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

現業職員を対象とする高齢者部分休業制度を導入することに伴い、高齢者部分休業を取得する場合の給与の減額について定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない現業職員に対する給与の減額について定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

地方公務員の定年引上げを踏まえ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するための措置として、現業職員以外の職員と同様、現業職員にも高齢者部分休業制度を導入するため、部分休業を取得する場合の給与の減額について条例を定める必要がある。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国及び他の都道府県の状況等を考慮し、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたことに伴い、関係規定を整理する等の必要がある。

【議案の概要】

- 以下の条例の一部を改正する。
 - 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
育児参加のための休暇の対象期間を拡大する。
 - 沖縄県職員の育児休業等に関する条例
非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等
- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

勤務時間条例

対象：常勤・非常勤職員

育児参加休暇の対象期間の拡大

【要件】配偶者が出産する場合に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合（対象：男性職員）

現行

- 期間：産後8週間を経過する日まで
- 日数：5日の範囲内



改正後

- 期間：子が1歳になる日まで
- 日数：5日の範囲内

育児休業条例

対象：非常勤職員

1 産後パパ育休（子の誕生日から57日間以内にする育児休業）の取得要件の緩和

現行

子が1歳6ヵ月になる日まで引き続き在職することが見込まれる者



改正後

子の誕生日から57日目より6ヵ月を経過する日まで在職が見込まれる者

2 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

現行

育休開始日は、子が1歳（又は1歳6ヵ月）の時点に限定



改正後

育休開始日を限定せず、子が1歳（又は1歳6ヵ月）以降に夫婦交替での取得が可能

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の受給資格者が事業開始した場合における失業等給付の受給期間の特例が設けられたこと等を踏まえ、失業者の退職手当について、国家公務員との均衡を図るため、同様の特例を設ける等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 職員が退職の日後に事業を開始した場合に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しない特例を設ける。
- 2 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対する失業者の退職手当の支給日数を延長する暫定措置について、令和7年3月31日まで延長する。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、公布の日から施行する。なお、1は令和4年7月1日から適用し、2は令和4年4月1日から適用する。

【説明】

失業等給付の受給期間の特例(第12条第4項)

基本手当の受給期間は原則1年とされているが、定年、規則に定める理由により退職した者については、求職活動を容易にするため、雇用保険制度と同様に、退職日の翌日から起算して2年を限度として、受給期間を延長することができる。

離職後に起業し、事業を開始する場合があるなど就業形態が多様化している状況に鑑み、当該起業後の廃業リスクの備えとして、今回、新たに、**当該事業の実施期間は、基本手当の受給期間に算入しない特例（基本手当の給付を廃業後に持ち越す特例）**を設ける。

<イメージ図>

